

高体連マーク等の使用手続き分類表

1 使用許可が必要なマーク等

(1) 高体連マーク

全国高等学校体育連盟が定めたもの。

(2) 大会名称

ア 「平成 30 年度全国高等学校総合体育大会第 6 8 回全国高等学校スキー大会」

イ 「平成 30 年度全国高校総体冬季大会」、「第 6 8 回冬季インターハイ」等のアの略称

(3) 大会スローガン

第 6 8 回全国高等学校スキー大会秋田県実行委員会（以下「委員会」という。）が定めたもの。

(4) 大会シンボルマーク

委員会が定めたもの。

2 使用基準

使用目的及び使用機関・団体等	許可手続	
1 次に掲げる機関・団体が、大会及び体育・スポーツに関する広報・報道を目的として使用する場合 (1) 秋田県高等学校体育連盟 (2) (公財) 秋田県体育協会 (3) 秋田県関係競技団体 (4) 地方公共団体 (5) 報道機関 (6) その他、公的機関に準ずる機関で会長が認めるもの 2 関係機関・団体等が、無償で交付する記念品類及び資料に使用する 場合 3 関係機関・団体等が、大会及び体育・スポーツへの理解及び普及を 図るために使用する場合	不要	
4 出版社等が、大会及び体育・スポーツの記録、歴史等の記載に使用 する場合 5 販売に供される物品等に使用する場合 6 商業宣伝のための広告類等に使用する場合 7 その他、第 6 8 回全国高等学校スキー大会秋田県実行委員会が、 大会の開催に寄与すると認めたものに使用する場合	必 要	5、6については、別途 全国高体連に申請書（全国 高体連 Web Site からダウ ンロード）を提出し、その 承認が必要。